

令和6(2024)年

12月

広報

あしや

1017号



緑ヶ丘保育園と老人クラブ連合会の皆さん

12月4日から10日までは人権週間です

お互いが尊重される まち 地域づくりを目指して

年齢や性別、国籍などにかかわらず「誰もが、自分らしく、幸せにそして元気に生きること」は、生まれながらに持っているかけがえのない権利であり、当たり前のことだと誰もが思っているはずですが。しかしながら、今もなお誰かの人権が侵害され、社会的な風潮や習慣の中でさまざまな人権問題が発生しています。こういった問題の背景には、人権問題を「自分には関係ない」などと、軽視していることが原因の一つと考えられます。一人一人の人権を尊重していくためにも、一人でも多くの人が人権について考えることはとても大切なことです。



みんなで人権を
考えてみるっちゃ

皆さんは「世界人権デー」と「人権週間」を知っていますか？昭和23（1948）年12月10日に国際連合第3回総会で、誰もが生まれながらに持っている自由と平等を守るため「世界人権宣言」が採択され、これを記念して毎年12月10日を「世界人権デー」と定めました。また日本では、「世界人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関や団体の協力の下、人権意識の高揚に努めています。人権とは、私たち一人一人が生まれながらに持っている、幸せに生きるための権利です。しかし、いじめや虐待、性被害などのこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、性的マイノリティなどに対する偏見や差別、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人一人がさまざまな人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さの認識を深めることが不可欠です。

人権週間は、家庭・職場・学校など多くの場面で、家族や友だち、みんなで人権を考える1週間です。芦屋町でも人権まつりや街頭啓発、パネル展示を行います。この機会に人権に触れ、思いやりの心を持つとともに、相手の気持ちを考えることの大切さを知り、人権への配慮であふれる地域づくりを目指していきましょう。

芦屋町人権・同和教育研究協議会

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223・3546)

いじめ0宣言



山鹿小学校6年 浦部 彩花

私は、「いじめ0宣言」という学校の活動でいじめについてよく考えました。

私たちの学校では、いじめをされたらどんな気持ちになるのかをよく考えて話し合いました。その結果、「相手の気持ちを考えた言葉と行動を大切にする」という宣言をしました。この宣言から私は、言葉を発する時には、まず相手の気持ちを考えたいと思いました。

私は、「いじめ0宣言」の活動でもう一度、いじめについて調べました。すると「いじめの構成」で被害者、加害者のほかに観衆と傍観者もいると分かりました。私は、被害者、加害者のほかにもいてびっくりしました。

道徳の時間にもいじめに関する文章が出てきました。例えば、「他の人もやっていたからたたいた」や「この人は何も言わないから悪口を言った」など、他の人のせいにしたり、被害者が何も言わないから悪口を言ったりしていました。私は、それを見て「他の人がやっていたら自分もしていいの？」や「何も言わないから悪口を言ってもいいの？」と言いたくなりました。

私は、このことから、いじめは自分にされたらもちろんいやだし、相手もいやだということを、よく考えることが大切だと思いました。

私は、世の中にはいじめをずっとされて、学校にこれなくなってしまう人や、自殺までしてしまう人がたくさんいることを先生から、聞きました。

私は、そのことを知って「いじめ0宣言」の個人の目標に「いじめをされている人を見たら見てみぬふりせず、すぐに先生に言う」という目標を立てました。

私は、周りの人が見てみぬふりをせず、先生に言えば、いじめがなくなると思います。

私は、これからいじめがなくなるように、すぐに先生に言うことや、自分もされていやなことは相手にもしないことを守っていきたいです。

※この記事は、町内の小中学生が「人権」をテーマに作成した作文で、提出された作文の中から芦屋町人権・同和教育研究協議会が選考したものを掲載しています。

人権週間の行事

■第26回芦屋町人権まつり

▷とき 12月7日(土)・午前10時30分～午後3時

▷ところ 町民会館

▷内容

●人権講演会

【テーマ】認め合う心～ガラスの壁を越えて～

【講師】松本 久美子さん(フリーアナウンサー・人権擁護委員)

●青少年の主張大会

芦屋町の小中学生が学校・家庭・地域などの関わりの中で、日頃考えていることや、感じていることを発表します。

●ふれあいイベント

各種団体によるバザーや催物、人権啓発パネル、小中学生の人権作品などを展示します。

※詳しくは、広報あしや12月号に折り込んであるチラシをご覧ください。



■人権啓発パネルの展示

▷とき 12月2日(土)～10日(日)

▷ところ 役場1階ロビー

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223・3546)

12月3日^火～9日^月は

障害者週間です

▷問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223-3530)

★障害者週間

障害者週間は、障がいのある人の福祉への関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

「障がい」は、その人の体や心にある「機能の障がい」と「社会的障壁」の両方で作られて出されています。障がいを正しく理解し、日常生活や社会活動のなかでサポートすることで、障がいのある人の社会参加の機会が広がります。一人一人が障がいについての知識を深め、物理的・心理的なバリアをなくしていくことが大切です。

芦屋町では障害者週間にあわせて、芦屋町図書館内に関連図書コーナーを設置し、障がいのある人に関する啓発を行います。

※社会的障壁とは、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなるような、制度や偏見などです。



★芦屋町障がい者差別解消条例を知っていますか

平成28年に施行された「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を踏まえ、平成31年3月に「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（芦屋町障がい者差別解消条例）」を制定しました。

この条例は、障がいを理由とする差別の解消に向けた町の責務、事業者、町民の役割などを定めていますが、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されることなどに伴い、令和6年3月に条例の一部を改正しました。

条例では、障がいを理由とする差別を「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」と定義し、差別の解消に向けて次のことを定めています。

●不当な差別的取り扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限すること、条件を付けることなどは禁止されています。

●合理的配慮の提供

障がいのある人から、何らかの対応や配慮をしてほしいとの意思が示された場合に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

私たち一人一人が障がいを正しく理解し、障がい者差別のない町を目指しましょう。



★みんなで障がい者虐待を防ぎましょう

障がい者の虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。虐待をしている人の側に、それが虐待であるという認識がない場合があります。また、虐待をされている人が、虐待を受けていると認識できずに、自分から被害を訴えられない場合があります。そのため、周囲の人がこの問題を認識し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待かどうかの判断が難しい場合でも、「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」といった“気付き”でもよいので、何かあれば情報をお寄せください。早めの気付きが問題の深刻化を防ぐきっかけになります。なお、通報や届け出をした人の情報は守られます。

防ごう！高齢者虐待

●高齢者虐待をなくすために

高齢者（65歳以上）虐待は、養護者（世話をする人）が「虐待をしている」という自覚がない場合が多くあります。一人で、または家族で頑張りすぎていませんか。介護は、長くなるほど心身に負担がかかります。高齢者が尊厳を持って安心して暮らすために、高齢者やその家族を支援し、虐待をなくしていきましょう。

●高齢者虐待のサインの例

- ☐ 体にやけどや傷がみられる



- ☐ 住居がごみだらけだったり、異臭がしたりする

- ☐ 家から高齢者や家族の怒鳴り声や悲鳴などが聞こえる

- ☐ 「家にいたくない」「怒られる」などの訴えがある



- ☐ 急におびえたり、恐ろしかったりする



- ☐ 入浴や体を拭くなどの世話をめったにしない



- ☐ 高齢者が管理できるのにお金を使わせてもらえない



- ☐ 養護者が高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする



- ☐ 排泄に失敗した罰として、下半身を裸にさせられている

- ☐ 訪問しても高齢者に会えない、または会おうとすると養護者から嫌がられる



●地域で高齢者を見守りましょう

高齢者や介護をしている人たちが孤立しないように温かく見守り、支え合ってください。

高齢者に医療や介護サービスなどの適切な対応を行うことで、介護負担も軽くなります。無理をせず、サービスや制度を利用して負担を減らすようにしましょう。また、「虐待かもしれない」と思った場合も相談してください。秘密は守られますので安心してください。



▶問い合わせ 芦屋町地域包括支援センター（役場福祉課内）
（☎ 2 2 3 - 3 5 8 1）



ASHIYA
SPORTS
FESTIVAL
2024

一致団結！～みんなで創る体育祭！～
第67回町民体育祭





まちのわだい

あなたの周りで起きた出来事や楽しい話題、イベントなどの身近な情報をお待ちしています。

▷ 問い合わせ シティプロモーション係
(☎223・3571)



飛行機降りたら All English !

8月11日～20日 芦屋中学校ホームステイ事業

6年ぶりに芦屋中学校の生徒8人が、オーストラリアへ10日間のホームステイに旅立ちました。出発式で「多文化社会のオーストラリアで文化の違いを学び、視野を広げたい」「人前で話すのが苦手なので積極的にコミュニケーションをして、語学力と自信をつけたい」と話していた生徒たち。報告会では「わからない言葉があってもジェスチャーや表情を工夫することによって自分でもコミュニケーションできることを学んだ」「リスニング力が特に上がった。将来オーストラリアで働く夢に一步近づけたと思う」と話すなど、一回り大きく成長した姿を見せてくれました。



オークションの収益金 135 万円分を寄付

9月13日 モーターボート選手会福岡支部が芦屋町のこども食堂に寄付

日本モーターボート選手会福岡支部が芦屋町にある2つのこども食堂支援のためにチャリティーオークションを行い、収益金を寄付しました。オークションでは同支部の川上 剛選手らと、福岡ソフトバンクホークスで本事業に賛同した柳田悠岐選手らのサイン入りグッズが出品されました。柳田選手からの「少しでもこどもたちの力になりたい」との伝言を紹介した川上選手は「今後も支援を続けていきたい」と話していました。にじいる食堂代表の岩崎さん(山鹿)は「一升炊きの炊飯器でも間に合わないくらい、こども食堂に来る子が増えている。必要な設備を整えるなど、ありがたく活用させてもらいたい」と話していました。



こどもの健やかな成長を願う特別呈茶

9月21日～23日 八朔特別呈茶

こどもの健やかな成長を願う八朔の節句を祝い、芦屋釜の里ではわら馬が立礼席に展示され、大茶室で特別呈茶が行われました。22、23日には創立20周年を迎える西日本シティ銀行の職員がオリジナル菓子のプレゼントと呈茶を行いました。同銀行の職員は「20周年を迎えられたお礼として職員一同で地域貢献の企画をした。知らなかった芦屋町の魅力に気づくきっかけにもなった。釜の里はリニューアル後にもまた来たいと思った」と話していました。



みんなで町をきれいに

9月15日 町内一斉清掃

暑さが和らいできた日曜日、半年に一度の町内一斉清掃が行われました。こどもから高齢者まで参加し、重たいごみ袋を達成感に満ちた表情で見せてくれました。



懐かしい芦屋町の風景でノスタルジックに

9月28日～10月20日 ギャラリーあしや特別展

ギャラリーあしやで芦屋町在住の画家、田代桂子さんの個展が行われました。今回の展示では50点を超える水彩画・油彩画をはじめ、旅先で出会った風景を描いた作品を展示していました。また、今では見ることができない懐かしい芦屋町が描かれた作品も見ることができました。



「パンどろぼう」や「しろくま」シリーズが大人気

9月29日 芦屋町図書館講演会「柴田ケイコのゆかいな絵本の世界」

中央公民館で、絵本作家の柴田ケイコさんの講演会が行われました。絵本の世界の話、柴田さん本人による読み聞かせなどが行われ、大人もこどもも目を輝かせていました。たくさんの来場者に囲まれた柴田さんは「こんなに私の本のことを知ってくれてうれしいです」と話していました。来場者は「作家さんの話や、作品の誕生秘話が聞けて良かった」と話していました。





犯罪被害者週間と相談窓口

11月25日(月)～12月1日(日)

毎年11月25日～12月1日は、犯罪の被害に遭った人への理解や被害者支援の必要性を皆さんに知ってもらう「犯罪被害者週間」です。

【犯罪被害者相談窓口】

犯罪被害に遭った人の心のケアを行う相談窓口です。匿名でも構いません。少しでも話してみませんか。

●福岡県警察本部内心のリリーフ・ライン

平日の午前9時～午後5時45分に、女性の臨床心理士が対応します。

(☎) (092) 632・7830

●性犯罪被害相談電話全国共通番号

(☎) #81103

※24時間対応で、女性の臨床心理士と女性警官が対応します。ただし、平日夜間、土・日・祝日は男性警官が対応する場合があります。

▽問い合わせ 折尾警察署総務第一課

被害者支援・相談係 (☎) 691・0110

介護のお仕事復帰セミナー

あなたの持つ資格を生かして、介護分野に再就職をしませんか。

▽とき 【北九州地区】 12月11日(日)

午前11時～午後4時

※正午～午後1時は昼食休憩

▽ところ 【北九州地区】 ウェルとばた(戸畑区汐井町)

▽内容 介護技術の復習(講義・実技)

▽対象 介護福祉士か介護関係研修課程修了者で、現在、介護分野に就業していない人

▽定員 20人

▽参加費 無料

▽問い合わせ 福岡県社会福祉協議会

福祉人材センター (☎) (092) 584・3310



福岡県社会福祉協議会
福祉人材センター

シニアのための 起業支援セミナー

起業したいけど、何をしたらよいのかわからない、失敗したら不安、どのような事業や法人の形態を選べばよいのかわからないなどの理由であと一步を踏み出せない人への一助となるセミナーを開催します。

▽対象 おおむね60歳以上で、起業に興味がある人

▽とき 令和7年1月15日(日)・午後1時30分～5時

▽ところ 福岡県中小企業振興センター

1202会議室(福岡市博多区)

▽内容

①起業したい人のための「起業ネタ探し」

②創業計画・資金計画・収支計画

③労働者協同組合

▽定員 70人(事前申し込み先着順)

▽参加費 無料

▽申し込み 福岡県生涯現役チャレンジャーセンター (☎) (092) 432・2512

芦屋海岸クリーンキャンペーン を終えて

拾っても拾っても、上流域から流れてくるごみ。ペットボトル、空き缶、発泡スチロールなど凄まじいごみが芦屋海岸・洞山や岩屋海岸に漂着し、また響灘へと流出し、芦屋海岸の観光と漁業資源に大きな被害をもたらす……かつてのごみの惨状をパネルやスライド映写で流域の環境保護団体、自治体に訴え続けた結果、「海は森の恋人」という理念を持つ「遠賀川流域住民の会」の心に響き、清掃活動が始められました。



今年で22回目となる芦屋海岸クリーンキャンペーンには、約400人が参加しました。地元、芦屋町の自然を守る会と洞山保存会は、大勢の参加者の受け付けや各班の道案内を行い、清掃活動に取り組みました。

芦屋の自然を守る会

小児慢性特定疾病をもつ こどもの親のつどい

小児慢性特定疾病をもつ子の就学について悩んでいませんか。先生の講演や、保護者の体験談を聞き、親同士で思いを共有しながら、より前向きな日常生活を送れるようなつどいにしたいと考えています。気軽に参加してください。

▽とき 12月18日(日)・午後1時～3時

(受け付けは午後0時30分から)

▽ところ 福岡県粕屋総合庁舎3階(福岡市東区)

※同時にWeb開催もあります。

▽対象 小児慢性特定疾病のこどもとその家族、市町村職員など

※こどもの同伴は可能です。託児はありません。

▽申し込み 12月11日

困まで2次元コードから



小児慢性特定
疾病のつどい

▽問い合わせ 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所健康増進課健康増進係 (☎) (0940) 36・2366



芦屋町図書館
イメージキャラクター
よむにゃん

12月

芦屋町図書館
(☎223-3677)
開館時間
午前10時～午後6時



芦屋町図書館
ホームページ
※資料検索や
予約などが
できます。

■休館日 2日月、9日月、16日月、23日月、
26日(木)、29日～令和7年1月3日(金)

定例おはなし会

- と き 出 演・催 し
- 4日(木) 赤ちゃんおはなし会たち
14日(木) お話しポケット
22日(木) にじの会
※時間はいずれも午前11時から
※8日(木)の定例おはなし会は、「冬の特別おはなし会」開催のためありません。
▶ところ おはなしのへや

図書館からおはなしのプレゼント

- 大型絵本の読み聞かせや舞台を使ったペープサートなど、「冬の特別おはなし会」を楽しんでください。
- ▶とき 12月8日(木)・午前10時45分～正午
▶ところ 中央公民館2階
▶定員 50人(事前申し込み先着順)
▶申し込み 11月1日から定員に達するまで、図書館カウンターまたは電話で受け付け
※定員に満たない場合は、当日参加ができます。
▶出演者 図書館ボランティア(にじの会、めるへん、おはなしトントン、お話しポケットほか)

貸出冊数無制限

図書館は年末年始は休館です。そのため、通常10冊までの貸出冊数を無制限とします。この機会に、長編小説や全集、絵本などをたくさん借りて読書を楽しんでみませんか。

▶期間 12月10日(木)～28日(木)、1月4日(木)～13日(木)
※1月15日(木)～24日(木)は蔵書点検のため休館します。

新着図書



婚活マエストロ
みやじま みな 著
宮島 未奈

注目の一冊

40歳の三文ライター・猪名川健人は、時代遅れの婚活事業会社の紹介記事を書く仕事を引き受ける。手作り感あふれる地味なパーティーに現れたのは、場違いなほどの美女・鏡原奈緒子。進行役の彼女は婚活業界では名を知らぬ者はいない〈婚活マエストロ〉だった。

【一般書】

五葉のまつり	今村 翔吾	著
気の毒ばたらき	宮部 みゆき	著
架空犯	東野 圭吾	著
音のない理髪店	一色 さゆり	著

【児童書】

チカクサク	今井 恭子	作
おおなわ 跳びません	赤羽 じゅんこ	作
こてんちゃんがきた！	いとう みく	作
もう ねむる じかん	エイミー・ヘスト	作
はじめてのクリスマス	マック・バーネット	作

俳句・短歌

●浜木綿俳句会

藁馬の武者は女の子やいわし雲 池田千恵子

彼岸花咲く教会の案内板 吉住 利枝

曼殊沙華平家を悼む石塔群 小川 雪野

縄文より漁継ぐ集落鳥渡る 池田 幸利

●芦屋俳句クラブ

秋澄むや被団協への平和賞 田尾三千枝

幣張れば草木みな神秋祭り 縄田 恵子

定宿は阿蘇の山麓花すすき 仲山クニ子

国引きの神も舞降り秋大祭 桐山 美枝

●水荳短歌会

風そよぎ揺れるコスモス咲きみだれ 村上 一恵

空家の庭は淡く染まりぬ 村上 一恵

枝先の青き甘夏台風に ゆさく揺れしも落ちることなし 田中勢津子

変化なき独りぐらしの夕暮れに 歌つておりぬ「ゆうやけこやけ」 後藤 征子

うす紅の夏水仙の群れ咲きし 麻生 清子

なだりに朝の風の爽やか 麻生 清子

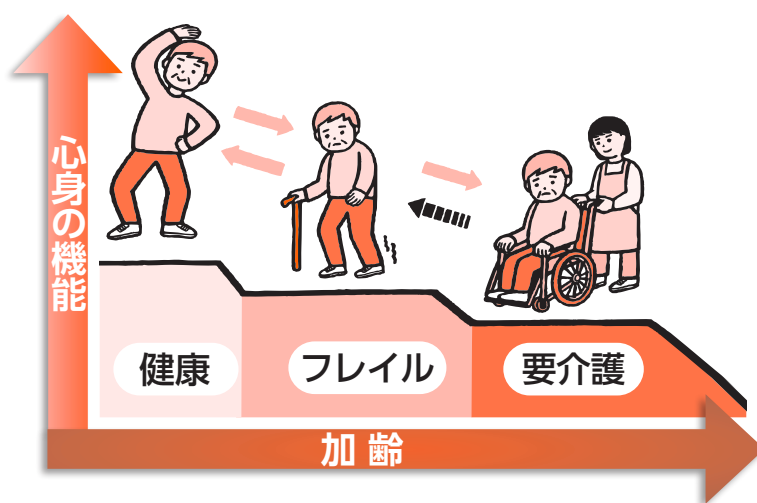
オーラルフレイルを知っていますか



▷問い合わせ 健康づくり係
(☎223-3533)

歯と口の働きには、「噛む」・「飲み込む」・「話す」などがあります。その働きが軽度に衰えた状態を「オーラルフレイル」といいます。全身の機能の衰えに大きく関わると言われ、要介護状態を早めてしまう重大な要因の一つです。

オーラルフレイルは、早めに気づき対策を行うことで改善できます。予防とともに、そのサインを見逃さないことが大切です。



オーラルフレイルセルフチェック表

8つの質問に答え、合計点でオーラルフレイルの危険度をチェックしてみましょう。

質問項目	はい	いいえ
半年前と比べて、堅いものが食べにくくなった	2	0
茶や汁物でむせることがある	2	0
義歯を入れている	2	0
口の乾きが気になる	1	0
半年前と比べて、外出が少なくなった	1	0
さきイカ・たくあん程度の堅さの食べ物を噛むことができる	0	1
1日に2回以上、歯を磨く	0	1
1年に1回以上、歯医者に行く	0	1

合計の点数が0～2点 オーラルフレイルの危険性は低い

3点 オーラルフレイルの危険性あり

4点以上 オーラルフレイルの危険性が高い

出典：東京大学高齢社会総合研究機構 田中友規、飯島勝矢

オーラルフレイルを予防するためには

口の些細な衰えを「歳のせい」と諦めず、日常生活を見直すことがオーラルフレイル対策につながります。

1. 噛む力を維持する

- ① 1口 30 回以上噛んで食べる まずは食事の 1 口目を 30 回噛むことから始めてみましょう。
- ② いろいろな切り方を使う 食材の切り方によって食べるときに使う歯が変わります。
 - ・スティック状 → 前歯でかじりとる、そのあと奥歯で噛む
 - ・うす切り → 前の方の歯を使う
 - ・乱切り → 舌を動かして、奥歯でしっかり噛む

2. 口の中を清潔に保つ

- ① 毎食後、歯みがきをする
- ② 歯ブラシのほかに、歯間ブラシなどの歯間清掃用具も使う
- ③ 定期的に歯科医院を受診する

下記の年齢の人は「けんしん」を受診できます。受診する際は、「受診券」が必要です。

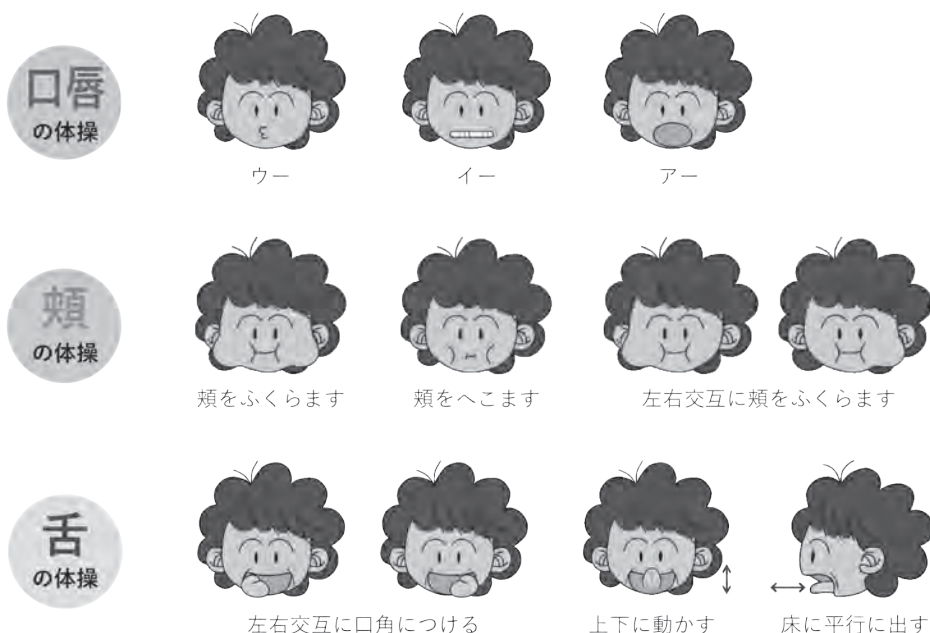
	受診期限	対象者	受診費用	内容
歯周病検診	令和 7 年 2 月末	20・30・40・50・ 60・70 歳になる人	600 円	問診、歯科健康診査、 歯周組織検査、歯科保健指導
後期高齢者 歯科健診	12 月末	76～80 歳になる後期 高齢者医療被保険者	300 円	問診、口腔内診査、口腔機能 診査（頬の膨らまし検査・ 反復唾液嚥下テスト）

3. 口の体操

下記のとおり、食前にゆっくり 2 回ずつ行います。

口の体操は、唇や頬、口周りや舌の筋力アップにつながり、唾液がよく出るようになり、舌がなめらかに動いて食べ物を飲み込みやすくなります。

「話す」と「食べる」は、ほぼ同じ器官を使うため、声を出す、おしゃべりをする、歌をうたうことでも、口腔機能の維持につながります。



出典：福岡県
歯科衛生士会

私たちの手で支えあいの地域をつくる

▷問い合わせ 芦屋町社会福祉協議会
(☎222-2866)

～高齢者の在宅生活の食を支える『^{はっさく}八朔の会』～

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えています。高齢者だけでの生活を支えるには、介護保険などの公的なサービスだけでは行き届かないところがあります。

芦屋町には、調理や買い物が困難な一人暮らしの高齢者などの在宅生活を支える福祉サービス「高齢者等配食サービス事業」があります。

今回は、この配食サービスを支えているボランティアグループ「八朔の会」を紹介します。

■八朔の会

昭和61年に給食サービスとして発足したボランティア団体です。手をつなぎりボンの会の団体の一つとして、調理や買い物が困難な一人暮らし高齢者などのために、弁当を調理して届ける活動をしています。

■調理班と配食班に分かれて活動

【調理班】

町の事業では、月・水・金曜日の週3回配食を行っていて、八朔の会は毎週水曜日、中央公民館の調理室で弁当の調理を行っています（月曜日と金曜日は、専門の事業者が調理します）。1班あたり約10人（3班構成）のボランティアが、1回あたり3時間程度、手分けして8種類のおかずを作り、盛りつけをしています。



【配食班】

月・水・金曜日の週3回、各家庭へ弁当を配達しています。弁当には町内の小学生からの手紙を添えていて、手紙を楽しみにしている人から元気をもらったとの声もあります。配達時にボランティアと利用者が笑顔で交流することで、見守り活動も兼ねています。



■地域を支えるボランティアに参加してみませんか？

地域の中で困っている人を支えるためには、一人でも多くのボランティアが必要です。八朔の会以外でもさまざまなボランティア活動がありますので、八朔の会やその他のボランティア団体に参加して、仲間づくり・社会奉仕に取り組んでみませんか。

普段の暮らしの中で空いた時間がある、ボランティア活動に興味のある人は、社会福祉協議会に連絡してください。

▷八朔の会・ボランティア活動などに関する問い合わせ
芦屋町社会福祉協議会 (☎222-2866)



▷問い合わせ 社会教育係
(☎ 2 2 3 - 3 5 4 6)

こどもの将来のために、 正しいしつけをしましょう

こどもが将来社会に出たときのことを考えて、「正しいしつけをしたい」と考えている人は多いのではないのでしょうか。

保護者がこどもへ生活習慣や社会でのルールを教えるために行うのが、しつけです。しつけには、①正しい判断をするための基準を教える、②繰り返し行なって経験を積み、さまざまな動作を一人でできるようにする、③集団生活や社会で生きていくための練習、などの目的があります。

こどものときから教えたい、基本的なしつけを紹介します。

①あいさつなどのマナー あいさつは、初対面の人や会話が苦手な人ともコミュニケーションを取るきっかけになります。逆にコミュニケーションが取れていないと相手に誤解を与えてしまう可能性もあるため、より良い人間関係を築くためにもあいさつは重要です。あいさつのルールのほか、どのようにあいさつをすれば相手が気持ちよいかも合わせて教えましょう。

②社会でのルール 「お店のなかでは走り

回らない」「図書館では静かにする」などの社会のルールは、社会で生きる人みんなが気持ちよく過ごすためにあります。「みんなが気持ちよく過ごせるにはどうしたらよいか」をいつも考えて行動できる大人になれるように、社会でのルールを少しずつ教えていきましょう。

③時間を守ること 大人になればなるほど、時間を守れないだけで周囲からの信用を失うことになりかねません。小さな頃から少しずつ、時間を守ることの大切さを教えましょう。

④わがままなどの他人との関わり わがままとは「他人のことを考えず自分の都合のみで行動すること」「身勝手」「自分勝手」なことを指します。こどものわがままな行動は、感情面が未発達のため相手の気持ちを客観的に考えることや、自分の感情をコントロールすることが難しいことから来ている。そのため、わがままを言っているのではなく、こどもが自分の気持ちを保護者に理解してほしいことからくずったり、駄々をこねたりするのです。保護者もこどもの気持ちをくんであげられるようにしましょう。そして、少しずつ「待つ」「我慢」することを教えましょう。

近年は、情報があふれ、価値観も多様化している時代です。何を信じてしつけをすれば良いのか、混乱してしまう人も多いのではないのでしょうか。しかし、保護者が、愛情一杯でこどもたちと接すれば、こどもは立派に自立し、社会の中で上手に生きていく力を身に付けることにつながるでしょう。

折り紙製作・ 寄贈をしました

9月14日に
りーどぼらん
ていあキッズ
第3回研修会
で、「折り紙製
作・寄贈」を
行いました。



中間市で折り紙ボランティアを行っている「すみれの会」の皆さんに会の活動内容を教わった後、ハロウィンをテーマに折り紙でかばちゃやおばけ、黒猫を作りました。

折り紙を折った後は、おばけや黒猫にペンで顔を描いていきま



す。表情は一人一人個性的で、ぬくもりや温かさにあふれていました。

最後に、飾り付けを行いました。ペンやシールなどでそれぞれ好きなように飾り付けていま

りーど通信 No. 55

した。完成した時は、「すごい！」や「早く家族に見せたい！」、「お家に飾りたい！」ととてもうれしそうでした。また、研修生は、身近な折り紙でボランティア活動ができることを学びました。

今回製作した作品は、図書館と子育て支援センター「たんぽぽ」に寄贈し、10月末までハロウィン祭りや常設展示コーナーに飾られていました。



▽問い合わせ ボランティア活動センター (☎ 2 2 1 - 1 0 1 1)

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

年末年始の救急医療はこちらへ

持っていくもの

健康保険証、高齢受給者証、医療証（ひとり親家庭等・こども・重度障害者）、または診療依頼書（生活保護世帯）

●内科と小児科

▽とき 12月31日 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分
※ただし、1月1日 祝日は正午～午後4時30分

▽ところ 遠賀中間休日急病センター（遠賀町大字尾崎・おんが病院内 ☎ 282・9919）

※乳幼児の診療は、専門外の医師が担当する場合があります。必ず電話で問い合わせてください。

●歯科

▽とき 午前10時～午後5時

▽当番医院 12月29日 田嶋田歯科医院（遠賀町遠賀川 ☎ 293・6851）、30日 田嶋田歯科医院（水巻町吉田西 ☎ 201・5200）、31日 田嶋田歯科医院（水巻町樋口 ☎ 201・0772）、

1月1日 田嶋田若松歯科医院（芦屋町中ノ浜 ☎ 222・3333）、2日 田嶋田ももとの歯科クリニック（中間市弥生 ☎ 246・2070）、3日 田嶋田三坂歯科医院（中間市太賀 ☎ 244・0315）

※受診前に当番医院に電話で問い合わせてください。

●電話での問い合わせ制度

夜間の急な病気などに適切な助言を行います。

▽相談時間 田嶋田 ☎ 午後6時～午後10時、田嶋田 ☎ 午後5時～午後10時
▽電話番号 282・9919（遠賀中間休日急病センター）

●救急車？病院？迷ったら！ #7119

看護師が24時間365日体制でアドバイスや最寄りの医療機関の案内を行います。福岡県救急医療電話相談・医療機関案内を活用してください。

▽とき 24時間年中無休
▽電話番号 #7119または、(092) 471・0099（福岡県救急医療情報セ

センター

※重症時は迷わずに119番へ連絡してください。

●小児救急医療電話相談

こどもが急な病気やケガで心配なとき、相談してください。

▽とき 平日 午後7時～翌朝7時、田嶋田 ☎ 正午～翌朝7時、田嶋田 ☎ 午前7時～翌朝7時
▽電話番号 #8000または、(092) 731・4119（福岡県小児救急医療電話相談）

●Q助（全国版救急受診アプリ）

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた適切な対応が表示されます。事前にアプリをダウンロードしておくと、安心です。



町ホームページ



Q助アプリ

ホームページには更に詳しい情報を掲載しています。

▽問い合わせ 健康づくり係 (☎ 223・3533)



年末年始

まちの施設の休み

● 役場

▽期間 12月28日(土)～令和7年1月5日(日)

● 芦屋釜の里、ボランティア活動センター

▽期間 12月28日(土)～令和7年1月3日(金)

● 中央・山鹿・芦屋東の各公民館、ギャラリーあしや、図書館、町民会館、各体育施設

▽期間 12月29日(日)～令和7年1月3日(金)

● 芦屋歴史の里

▽期間 12月28日(土)～令和7年1月11日(火) (LED工事のため)

年末年始のごみとし尿の収集を休みます

● ごみの収集 12月29日(日)～令和7年1月3日(金)は休みます。

※燃えるごみの収集が(火)の地区は12月31日(火)に収集を行います。

● リレーセンターへの自己搬入

12月28日(土)・午後4時30分まで受け付けます。



※12月29日(日)～令和7年1月3日(金)

缶は搬入できません。

● 粗大ごみ受付センター 12月28日(土)～令和7年1月3日(金)は休みます。

● し尿の収集 12月28日(土)～令和7年1月5日(日)は休みます。臨時収集を希望する人は、12月20日(金)までに、収集業者へ直接申し込んでください。

【収集業者連絡先】

(有) 環整 (☎2223・0402)

▽問い合わせ ごみ収集(環整・公園係) (☎223・3538)、し尿収集(下水道係) (☎223・3549)

※年始のごみ収集日は、広報あしや1月号(12月20日(金)から配布)に折り込まれる「1月の情報カレンダー」で確認してください。

交通機関の年末年始ダイヤ

▽期間 12月29日(日)～令和7年1月3日(金)

● 北九州市営バス(日曜・祝日ダイヤで運行)

● 芦屋タウンバス(土日祝日ダイヤで運行)

● 芦屋町巡回バス(運休)

▽問い合わせ 北九州市営バス(北九州市交通局向田営業所) (☎691・0131)、芦屋タウンバス、芦屋町巡回バス(地域振興・交通係) (☎223・3539)

園児を募集します



令和7年4月からの保育所(園)・認定こども園(保育利用)の新規申し込みを受け付けます。

▷ 受付期間

一次申し込み = 12月2日(日)～令和7年1月10日(金)

二次申し込み = 1月14日(火)～2月28日(金)

※一次申し込みをした人が優先です。

※2月・3月に入所を希望する場合の申し込み期限は令和7年1月10日(金)です。

▷ 入所対象 3カ月児から

▷ 入所要件 ①同居の家族が仕事などで保育ができない家庭②出産や病気、介護、看護などで保育ができない家庭など

▷ 提出書類

①施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定申請書
※世帯全員のマイナンバーの記載が必要です。



② 保育利用申込書

※0歳児は母子健康手帳の写しが必要です。

③マイナンバー確認書類と身元確認書類(保護者1人分)

④保育を必要とする証明書類(就労証明書など)

⑤令和6年1月1日に芦屋町に住んでいない場合は、その時点の居住地での所得課税証明書
※提出書類の様式は健康・こども課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

※事前に入所を希望する施設の見学を済ませたうえで、申し込んでください。施設見学は各施設に直接申し込んでください。

※町外の保育所、認定こども園(保育利用)を希望する場合も、芦屋町役場で手続きをしてください。

▷ 申し込み・問い合わせ 子育て支援係 (☎223・3537)



健康・子育て

スマソるレシピ教室に参加しませんか

塩分摂りすぎていませんか？

福岡県ではスマートにソルトを使う減塩プロジェクト「TRY！スマソる？」を進行中です。福岡県産の新鮮な食材や調味料の工夫で減塩でもおいしい料理を作ります。

▽とき 令和7年1月9日（木）・午前9時30分（受け付けは9時15分から）～午後1時

▽ところ 中央公民館4階

▽定員 20人

▽参加費 400円

▽持ってくるもの

エプロン、三角巾

（貸し出しあり）



申し込みフォーム

▽申し込み 12月26日（木）までに、2次元コードから。または健康づくり係（☎223・3533）へ

みんなで元気になろうや！講座

「歯の健康と食事の話」

歯の健康は、全身の健康に影響を与えます。自分の歯でおいしく食べるために、歯の健康のことを学びましょう。歯科衛生士・管理栄養士が話をします。

▽とき 12月17日（木）・午前9時30分

分（受け付けは9時15分から）～午後1時

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの

筆記用具、歯ブラシ、ハンカチ

▽申し込み 12月10日（木）までに、2次元コードから。

または健康づくり

係（☎223・3533）へ

係（☎223・3533）へ



申し込みフォーム

ふれあいクッキングに参加しませんか

芦屋の食材を使った料理や郷土料理などを中心とした調理実習を行います。年齢、性別関係なく誰でも参加できます。栄養バランスに配慮した健康な食生活と一緒に、芦屋の食文化を学んでみませんか。

▽とき 12月20日（金）・午前9時30分（受け付けは9時15分から）～午後1時

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 12人

▽参加費 400円

▽持ってくるもの

エプロン、三角巾

（貸し出しあり）

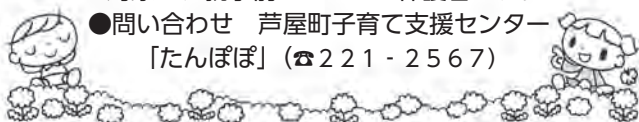


申し込みフォーム

たんぽぽコーナー

対象は、就学前のこどもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」（☎221・2567）



12月の日曜開館日 1日・15日

❤にこにこ絵本

▷とき 12月2日（木）・午前11時～11時30分

❤すくすく広場「栄養の話」（10組限定）

▷とき 12月3日（金）・午前10時～11時

※11月28日（木）から予約開始

❤クリスマス会（15組限定）

▷とき 12月6日（金）・午前10時～11時

※11月22日（金）から予約開始

❤絵本タイム

▷とき 12月20日（金）・午前11時～11時30分

❤育児相談

【ほほえみ相談】小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 12月18日（木）・午前10時～正午

※町内に住んでいる人のみ予約できます。

【離乳食の日】（5組限定）

管理栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 12月10日（木）・午前10時30分～11時30分

※12月3日（木）から予約開始

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

【たんぽぽ相談】保健師・管理栄養士による相談

12月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話をしてください。

※次回は、令和7年1月14日（木）です。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 12月18日（木）・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。

※年末年始のお知らせ（たんぽぽのお休み）

12月29日（木）から令和7年1月3日（金）まで



▽申し込み 12月13日(金)までに、2
次元コードから。または健康づく
り係(☎223・3533)へ

ハロー！Baby教室に 参加しませんか

赤ちゃんを迎えるための教室で
す。子育てのことを楽しく勉強し
ませんか。

▽とき 12月8日(日)・午前9時15
分(受け付けは9時から)～午
後0時30分ごろ

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 助産師による赤ちゃんを
迎えるための話、風呂の入れ方
(実習)、マタニティヨガ、パパ
の妊婦体験、栄養士による妊娠
中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、
母子健康手帳副読本、筆記用具、
バスタオル

▽申し込み 12月5日(金)までに、
健康づくり係(☎223・35
33)へ

ばくばく料理教室 離乳食・幼児食作り体験

大人の食事を作りながら、こど
もの年齢に合わせた取り分け離乳
食・幼児食作りを学びます。託児

がありますので、
ママ・パパたちと
ゆっくり料理を楽
しみましょう。調
理実習後はこども
も一緒に楽しいラ
ンチタイムです。



※1歳6カ月未満用の離乳食は保
護者の試食のみです。

▽とき 12月6日(金)・午前9時15
分(受け付けは9時から)～午後
1時

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる就学前
のこどもと保護者

▽定員 8組

▽参加費 大人400円、食事を
することも150円

▽持ってくるもの エプロン、三角
巾(貸し出しあり)

▽申し込み 11月28

日(金)までに、2次
元コードから。ま
たは健康づくり係
(☎223・3533)へ



申し込みフォーム

募集・相談

会計年度任用職員募集

事務補助員(課税係)

▽任期 令和7年1月20日～3月

31日

※勤務成績が良好で、同職種があ
る場合に、更新されることがあり
ます(ただし、7月11日(金)まで)。

▽募集人数 5人程度

▽業務内容 確定申告の受け付け
補助、賦課資料の整理、納税通
知書の封入など

▽勤務時間 ①午前8時30分～午
後4時30分 ②午前9時～午後5
時(どちらも休憩60分)

▽勤務形態 ①～④のうち、シフ
ト制(5人程度による交代勤務)

▽報酬 日給7019円

▽保険 なし

▽採用条件 パソコン操作ができる人

▽試験内容 個人面接

※日程は担当課より連絡します。

▽申し込み

申込書に必要事項を記入のうえ、
12月16日(日)・午後5時15分まで
に人事係(☎223・3574)
へ提出(必着)

※申込書は、総務課窓口にあります。
また、町のホームページか
らダウンロードできます。

※地方公務員法第16条に規定する
欠格条項に該当する人は応募で
きません。

※会計年度任用職員は、一般職と
して地方公務員法の各規定(守
秘義務、職務専念義務、懲戒処

分など)が原則適用になります。

令和6年度第3回 県営住宅の入居者募集

▽募集住宅 県内に所在する県営
住宅(詳細は募集案内に記載)

▽募集案内配布期間 11月27日(金)
～12月12日(金)

※募集案内は環境住宅課窓口にあ
ります。

▽受付期間 12月4日(日)～12日(金)

▽申し込み 福岡県住宅供給公社
県営住宅管理部管理課(☎0
92)781・8029)へ

特設人権相談

人権や法律の問題で困っている
人は気軽に相談してください。

▽とき 12月12日(金)・午後1時30
分～3時30分

▽ところ 中央公民館4階

▽相談内容 家庭、相続、登記、戸
籍、金銭、いじめ・不登校の人権
問題など

▽相談員 人権擁護委員

▽相談料 無料

▽問い合わせ 障がい者・生活支
援係(☎223・3530)

※事前に相談内容を連絡してくだ
さい。

相談

年末・生活・困りごと 電話相談会

生活困窮状態にある皆さんの経済的な法的課題に加え、仕事や生活、住まいなど、これからの生活に不安を抱いている人たちの相談に応じ、少しでも安心して年越しをしてもらえるよう、可能な支援を行うことを目的として、相談会を行います。

▽とき 12月7日(土)・午前10時～午後4時

▽相談方法 電話相談(☎092-722-4131)

▽相談内容 以下のような相談に司法書士が無料で応じます。必要に応じ、行政機関への同行などの支援も行います。

- ・生活保護受給
- ・借金問題

- ・さまざまな原因による生活困窮や解雇、雇止めなど

▽問い合わせ 福岡県司法書士会事務局(☎092-722-4131)

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、

進学などの相談に応じています。

【定例相談】

◎12月5日(土) 橋本求相談員

◎12月19日(土) 土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 中央公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎橋本相談員(幸町8番18号 ☎23-3203)

◎土肥相談員(浜口町4番12号 ☎222-0044)

無料法律相談

▽とき 12月17日(火)・午後1時30分～4時30分(時間指定不可)

▽ところ 役場2階

▽定員 6人(組)(事前申し込み先着順)

▽相談時間 1人(組)約30分

※申し込みは、一つの相談内容につき1枠です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類(写しでも可)を持参してください。

※係争中の案件や刑事事件に関する相談、同一・同種の案件についての反復的・継続的な相談は受け付けていません。

▽申し込み 12月2日(木)から庶務係(☎223-3572)へ

中間・遠賀地区出張労働相談会を開催します

解雇、賃金未払い、

パワーハラスメントなどの労働相談に応じます。相談無料、

秘密厳守、事前予約制(12月6日(金)まで

に電話で予約してください)

▽とき 12月10日(火)・午後4時(受付は5時30分まで)～7時

▽ところ 中間市チャレンジショップ「夢まるしえ」(中間市蓮花寺)

▽問い合わせ 福岡県北九州市労働者支援事務所(☎967-3945)



お知らせ

コグニサイズで脳を活発に 認知症予防教室

認知症は誰もがなり得る身近な病気、症状が出る前から予防することが大切です。

この教室では、頭と体を同時に使った運動(コグニサイズ)で脳の活動を活発にし、自宅でも継続できる方法を学びます。

▽とき 12月13日・20日・27日(全

年末の交通安全県民運動 12月11日(水)～31日(火)

▶問い合わせ 地域振興・交通係(☎223-3539)

交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を目的に、県下一斉に交通安全運動が行われます。

一人一人が交通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

▷重点項目 夕暮れ時以降の交通事故防止～横断歩道マナーアップ運動の推進～、飲酒運転の撲滅、自転車・特定小型原動機付き自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【飲酒運転ダメ!絶対!】飲酒運転は犯罪です。

「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」ことを徹底しましょう。

飲酒運転を見かけたら、迷わず110番通報しましょう。



3回 全て金曜日・午後1時30分（受け付けは午後1時から）
～3時

▽ところ 山鹿公民館

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽申し込み 12月6日（金）までに、高齢者支援係（☎223・3536）へ

高齢者のためのスマートフォン教室を開催します

インターネットの利用方法やアプリのインストール方法などの基

本的なことや、健康保険証利用の登録などを学ぶ2回連続の教室です。スマートフォンを持っている人や現在使っているキャリアに問わず参加できます。

▽とき

①（1回目）令和7年1月16日（金）
午前10時～午後0時15分、（2回目）令和7年1月23日（金）
午後1時～4時30分

②（1回目）令和7年1月30日（金）
午前10時～午後0時15分、（2回目）令和7年2月6日（金）
午後1時～4時30分

③（1回目）令和7年2月13日（金）
午前10時～午後0時15分、（2回目）令和7年2月20日（金）
午後1時～4時30分

▽ところ ①中央公民館4階 ②山鹿公民館学習室 ③芦屋東公民館学習室

▽講師 株式会社NTTドコモ

▽対象 町内に住んでいる高齢者

の人でスマートフォンの活用方法を学びたい人

▽定員 10人（事前申し込み先着順）

▽参加費 無料

▽申し込み 12月2日（金）から各開

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▷とき 12月16日（金）・17日（土）の日没～午後9時ごろ（予備日＝18日（土）・19日（日））

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

▷とき 毎週（金）・（土）の日没～午後9時ごろ

※天候不良の場合、翌日以降を予備日として実施します。

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室
（☎223・0981内線254）

マイナンバーカードの休日窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの申請や受け取りができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。

※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

▷とき 12月15日（金）・午前8時30分～正午

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの



マイナンバー 休日
窓口 ホームページ

【申請】 申請書（ない場合は役場で交付）、申請書貼付写真（ない場合は申請時に無料で撮影）、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

▷問い合わせ 住民係（☎223・3531）

認知症普及啓発映画上映会

催日の1週間前までに高齢者支援係（☎223・3536）

日本の高齢化は進行しており、

認知症は誰もがなりうる身近な病気になっています。認知症になって希望を持って日常生活を過ごせる社会を作っていくことが重要です。認知症に対する正しい理解を深めるため、認知症に関する映画の無料上映会を行います。この映画は自主上映会が国内外で1600回を超えて開催され続けている映画「ケアニン～あなたでよかった～」（芦屋町では令和4年度に上映）の続編で、大型介護施設を舞台とした愛と感動の物語です。映画をとおして、認知症について一緒に学んでみませんか。

▷とき 12月14日（土）午前10時（開場は9時から）～正午

▽ところ 町民会館大ホール

▽内容 【映画】「ケアニン～あなたでよかった～」

咲く花

▽キャスト 戸塚純貴、島かおりほか

▽定員 100人

▽参加費 無料

▽問い合わせ 高齢者支援係（☎223・3536）

お知らせ

選挙管理委員会からの お知らせ

寄付禁止のルールを守りましょう

う。公職選挙法に基づき禁止されている行為があります。有権者と政治家の両方に関わるので、知らず知らずのうちに禁止行為をしないように気をつけましょう。



政治家からの寄付禁止と有権者の寄付勧誘や要求の禁止

政治家（候補者、立候補しようとする人、現に公職にある人）が選挙区内の人や団体に金銭や物を贈ることは禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄付を求めることも禁止されています。

政治家が選挙区内の人に対して、年賀状などのあいさつ状を出すことは禁止されています（自筆の答礼を除く）。

年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家が選挙区内の人に対して、年賀状などのあいさつ状を出すことは禁止されています（自筆の答礼を除く）。

▽問い合わせ 芦屋町選挙管理委員会（住民課内）223・3531

水道管の凍結に注意

寒さが厳しくなると、水道管や

水道メーターが凍結したり破裂したりします。露出した水道管に保温チューブを巻いたり、メーターの周りに布を入れたビニール袋を詰めたりして保護しましょう。

水道管の修理など（有料）は、北

九州市上下水道局指定の給水装置工事業者へ依頼しましょう。

▽問い合わせ 北九州市上下水道局西部工事事務所（☎644・7820）

重度の障がいのある人に 特別障害者手当があります

特別障害者手当とは、20歳以上の人で著しい重度の障がいのため、日常生活で、常時特別な介護を必要とする人に支給される手当です。在宅のほか、グループホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入居している人も対象です。また、障害者手帳を所持していなくても、医師の診断書などの判断により、対象になる場合があります。

※ただし、次の場合は対象になりません。

- ×特別養護老人ホームや老人保健施設に入所している人
- ×障がい者支援施設に入所している人
- ×病院に3カ月を超えて入院して

いる人

▽提出書類 診断書、世帯全員の住民票、所得課税証明書、本人名義の通帳の写し、障害者手帳（所持している場合）、年金番号の分かる書類

▽給額 月額2万8840円

※手当の申請には所得制限があります。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎223・3530）

障がい者等自発的活動 支援事業補助金

共生社会の実現のため、障がい者やその家族、地域住民などによる、障がい者の権利や自立のための働きかけを目的とした、自発的な活動を行う団体に対し、障がい者等自発的活動支援事業補助金を交付しています。

▽対象団体 障がい者やその家族、地域住民などによって構成され、主に芦屋町において自発的活動を行う5人以上の団体

▽対象事業

- ・障がい者やその家族がお互いの悩みを共有することや情報交換できる交流事業
- ・障がい者の権利や自立のため社会に働きかける事業など

※単年度に完了する事業に限ります。

講師の謝礼や旅費、事務用消耗品費、会場や機材の借上料などを対象に交付します。

▽補助額 1団体につき5万円を上限として交付します。

※申請受付後、内容の審査・決定を行います。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎223・3530）

医師・歯科医師・薬剤師 資格の届出のお知らせ

医師、歯科医師、薬剤師の資格を持つ人は、2年ごとに氏名や住所などの事項を届け出ることが義務付けられており、今年度はその届出年です。

▽届出期限 令和7年1月15日

▽届出方法 厚生労働省ホームページよりオンラインで届出。紙で提出する場合は、住所地を管轄する保健所に所定の届出票を提出。届出票は①県ホームページからダウンロード②保健所窓口で配布

▽問い合わせ 福岡県保健医療介護総務課（☎092・643・3238）

看護職員などの業務従事者 届出のお知らせ

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士で、





冷蔵庫の中に 安心を



♥ 救急医療情報キットを 備えましょう

救急医療情報キット（以下、救急キット）は、家族の緊急連絡先や、自分のかかりつけ医療機関などの情報を専用の容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管しておき、急病など緊急時に、救急隊員やかけつけた人に必要な情報が伝わるようにするものです。

▷対象 65歳以上の一人暮らしの人、65歳以上の高齢者夫婦世帯、障がい者で一人暮らしの人

▷救急キットの内容

1 救急情報記入用紙（救急連絡カード）

救急連絡カード				
住所	〒 市町村			
フリガナ	氏名	電話	自宅	携帯
(英・漢)		生年月日	年	月 日
緊急連絡先				
氏名	姓	名	電話	住所

2 マグネットシール1枚 3 保管容器

（冷蔵庫の扉に貼るもの）、
シール1枚
（玄関の内側に貼るもの）



▷申し込み・配布場所 福祉課窓口

▷費用 無料

♥ 救急キットの容器に入れている情報は、最新のものですか？

救急連絡カードの記載内容に変更があった場合、かけつけた人に正しく情報が伝わるように、必ず書きかえて保管してください。

▷問い合わせ

高齢者支援係（☎223・3536）

これらの免許に係る業務に従事している人は、2年ごとに、住所・氏名などを届け出ることが義務づけられており、今年度は届出の年です。

▽届出先 勤務地を管轄する県保健福祉環境事務所

▽届出期日 令和7年1月15日（日）

▽問い合わせ 福岡県医療指導課

■保健師、助産師、看護師、准看護師免許

医師・看護職員確保対策室（☎092・643・3276）

■歯科衛生士、歯科技工士免許

医療指導係（☎092・643・3274）

労働力調査にご協力を

総務省と福岡県が行う労働力調査は、国の雇用や失業の実態を明らかにする重要な統計調査です。

調査員が皆さんの自宅を訪問したときは、調査への回答をお願いします。調査員は必ず福岡県の調査員証を携帯しています。かたり調査に注意してください。

▽調査期間 12月～令和7年4月

▽調査地区 大字山鹿の一部

▽問い合わせ 福岡県調査統計課 調査第一班（☎092・6555）

体育施設の利用登録を受け付けます

総合体育館や小体育館、中学校体育館などの体育施設を年間として利用したい団体は、申し込んでください。

▽利用期間 令和7年4月1日（日）から1年間

▽登録条件 定期的な施設利用が必要な、町内在住者を6割以上含む8人以上の団体

※営利を目的とする団体を除く

▽申し込み 12月16日（日）までに、総

1・1111）

芦屋歴史の里LED化工事に伴う臨時休館

LED化工事に伴い芦屋歴史の里を臨時休館します。

▽休館期間 12月28日（日）～令和7年2月11日（日）午前9時30分～午後5時

※工事の進捗状況により、休館期間が変更になる場合があります。

▽問い合わせ 芦屋歴史の里（☎222・2555）

合体育館（☎222・0181）へ※申込書は総合体育館にあります。詳しくは、申込書で確認してください。

みんなの ねんきん

社会保険料控除証明書が 届きます

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送られます。手元に届いたら大事に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。令和6年中に納付したものであれば、過去の年度分や追納した保険料もすべて社会保険料控除の対象になります。

① 10月下旬～11月上旬に送られてきた人
令和6年1月1日～9月30日の間に保険料を納付した人

② 令和7年2月上旬に送られてくる人
令和6年10月1日～12月31日の間に保険料を納付した人

マイナポータルとねんきんネットの認証連携手続きが済んでいる人のうち、ねんきんネット内で「電子送付を希望する」と登録している人に対しては、マイナポータルの「お知らせ」にのみデータを送信します。※なお、自分の保険料だけでなく、配偶者や子どもなどが負担すべき保険料も支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する相談は、「ねんきん加入者ダイヤル」に問い合わせてください。

▷問い合わせ ねんきん加入者ダイヤル
(☎0570-003-004)

お知らせ

医薬品の自己負担の仕組み
が変わりました

令和6年10月以降、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方希望する場合は、一部負担金（1～3割）に加え、原則「特別の料金」を支払う必要があります。（医療上の必要がある場合があります。）（医療上の必要がある場合を除く）

「特別の料金」は、保険診療外のため、子ども医療、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療などの

公費負担医療制度では助成対象外

です。ご注意ください。
詳しい、厚生労働省ウェブサイト
を見てください。



厚生労働省
ウェブサイト

▽問い合わせ 保険年金係（☎22
3・3532）

高齢者新型コロナ定期予防接種
を実施しています

令和6年10月1日より、65歳以
上の人を対象に、新型コロナ定期
予防接種を開始しています。

▽とき 令和7年3月31日頃まで

▽対象 接種する時点で、①65歳

以上②60歳以上65歳未満で心臓・
腎臓・呼吸器の機能またはヒト
免疫不全ウイルスによる免疫機
能に重度の障がいがあり、医師
が接種を必要と認めた人

▽接種回数 1回

▽料金 課税世帯の

人は3300円、
生活保護受給者・
町民税非課税世帯

（世帯構成全員が非課税）の人

は、証明書類を指定医療機関に
提出すると無料で接種できます。

証明書類が分からない場合は、
必ず接種前に、健康づくり係に



芦屋町ホームページ

国民健康保険健康優良家庭
を表彰します

問い合わせください。
▽問い合わせ 健康づくり係（☎
223・3533）

芦屋町国民健康保険では、国民健康保険に加入している世帯の被保険者全員が1年間医療機関などを受診しておらず、国民健康保険税に滞納がないなど、一定の条件を満たした世帯を健康優良家庭として表彰しています。

このたび、令和5年度の健康優良家庭に該当する世帯主に対して、12月に記念品を贈ります。

町の健康診査を大いに活用し、今後も健康を保持してください。

▽問い合わせ 保険年金係（☎2
23・3532）

緊急通報システム（装置）を
利用しませんか

急病や健康相談などが必要とな
き、受信センターに通報できる装
置を貸与します。受信センターは
必要に応じ消防署などに連絡を行
います。

▽対象 緊急の通報に困難を抱え
るおおむね65歳以上の発作的な
持病などがある一人暮らし高齢
者や寝たきりの高齢者・重度身



体障がい者で、固定電話を設置している人

▽料金 世帯の課税状況によりま
す。月額使用料(生活保護世帯
0円、非課税世帯200円、課
税世帯500円)

▽利用手続 役場に申し込み後、
利用者の世帯状況や身体状況な
どを調査したうえで、実施の可
否を決定します。

▽問い合わせ 高齢者支援係(☎
223・3536)

遠賀郡駅伝競走大会

▽とき 令和7年
2月2日(日)・午
前9時から(受
け付けは8時10
分~30分)

※荒天の場合は、
2月11日(日)に延期します。

▽ところ 芦屋海浜公園内周回コ
ース



▽対象 小中学生(小学3年生以
上) Ⅱ郡内の学校に在籍、また
は郡内のスポーツクラブに所属
している人、一般の部(高校生
以上) Ⅱ郡内に住んでいるか勤
務している人、または郡内のス
ポーツクラブに所属している人
▽チーム編成 小学生Ⅱ学校また

はクラブ単位、中学生Ⅱ学校また
はクラブ単位、一般Ⅱ各町単位
※必ず1チーム5人で編成する
こと

※小学生、中学生女子は1人2km、
中学生男子・一般は1人3km

▽申し込み 1月10日(金)までに、
芦屋町体育協会(☎222・0
188)へ

※申込書は芦屋町体育協会にあり
ます。

※(☎・田・田・祝)日は休みです。

歴史探訪バスツアー「佐賀 吉 野ヶ里遺跡と吉野ヶ里以前」

佐賀平野にある特
別史跡「吉野ヶ里遺
跡」は有名ですが、
同遺跡以外にも貴重
な史跡が多く存在し
ます。佐賀地域の歴
史を学ぶことができる特色ある史
跡を巡ります。



▽とき 12月15日(日)・午前8時30
分~午後5時

▽見学先 佐賀城本丸歴史館、東
名遺跡、吉野ヶ里歴史公園ほか
▽対象 誰でも参加できます。

※中学生以下は保護者同伴

▽定員 20人(事前申し込み先着順)
※応募は電話受付のみ

▽料金 225円(資料代、保険料)

※別途入館料・昼食代が必要です。
▽事前研修(参加必須) 12月7日
(日)午前10時~11時

▽申し込み 11月26日(日)~30日(日)・
午前9時30分~午後5時に芦屋歴史
の里(☎222・2555)へ

※月曜日は休館です。

クリスマス特別呈茶

こどもたちも楽しめるクリスマ
ス特別呈茶を行います。気軽に参
加してください。

▽とき 12月7日(日)、8日(日)・午
前9時30分~午後4時30分受け
付け

▽ところ 芦屋釜の里大茶室

▽内容 抹茶とクリスマスの和菓
子による呈茶

※お点前はありません。

▽料金 18歳以上700円、小中学
生・高校生400円、(入館料とお
茶代)、未就学児300円(お茶代)

▽問い合わせ 芦屋釜の里(☎2
23・5881)

芦屋釜の里 鋳物講座 「錫の古印作り」

オリジナルの錫製の古印を作り
ます。(桐箱付き)

▽とき 12月15日(日)午前10時~11
時30分

▽ところ 芦屋釜の里

▽対象 小学3年生以上(小学4
年生まで保護者同伴)

▽定員 15人(事前申し込み先着順)
▽料金 大人1400円、高校生
以下1200円(入館料含む)

▽申し込み 11月30日(日)~12月7
日(日)の午前9時30分~午後5時
までに芦屋釜の里(☎223・
5881)へ

※月曜日は休館です。

ギャラリーあしや特別展

●あしやナール

くみんなの美術館

▽とき 11月30日(日)~12月22日(日)・
午前9時~午後5時

※最終日は午後3時まで

▽ところ 中央公民館3階

▽内容 芦屋町
を中心に、福
岡県内外から
集まったア
ーティストた
ちの作品展で
す。平面・立体、大きさ、画材、
技法などが異なる個性的な作品
を一堂に展示します。



▽問い合わせ 中央公民館(☎2
22・1681)

※月曜日は休館です。

町長への手紙・ご意見箱

芦屋町では、「まちづくりは町民全員が協働してつくるもの」と考え、町政への提案や意見などをいただく「町長への手紙」と「ご意見箱」があります。今回は、いただいた町長への手紙・ご意見箱の中から抜粋して紹介します。

▷問い合わせ シティプロモーション係 (☎223・3571)



手紙

猫が家に入ってきてプランターをひっくり返す

2、3年前から猫が塀を乗り越えて、毎朝プランターをひっくり返して困っています。

(80歳代 女性)

対応

猫による被害に対する対策をご案内しました

芦屋町では猫避け器の無償貸し出しを行っていますので、被害の多い場所に猫避け器を設置してみてください。また、忌避剤等のご案内も行っていますので、猫避け器と併せてご活用いただけたらと思います。

手紙

猫の餌付けや放し飼いをやめさせてほしい

餌付けをやめさせる何らかの処置を取るようにしてほしい。飼い猫の放し飼いをやめさせてほしい（野良猫との判別を付けにくい現状がある）。

(70歳代 男性)

対応

餌付けをやめるように伝えるしかありません

法的に強制させることや、罰則規定がないため、お願いという形でお伝えするしかありません。放し飼いをやめさせることに対しても、法律や条例で規定はありませんが、ふん尿被害が起こっていること、室内飼育をお願いする啓発を広報へ掲載します。

●町長への手紙やご意見箱は、町民の皆さんの声を町政に反映させるためのものです。まちづくりの提案や意見、日常生活の中で感じていることをお寄せください。

●町長への手紙やご意見箱は、必ず町長が目をとおり、個人のプライバシーや利害にかかわるもの以外は、差出人へ返事を送ります。できるだけ、名前と住所などを記入してください。なお、^{ひぼうちゅうしょうたぐい}誹謗中傷の類は受け付けません。

▷町長への手紙（用紙）の設置場所

役場2階企画政策課、町民会館、中央公民館、山鹿公民館、芦屋東公民館

▷ご意見箱

芦屋町のホームページにある「ご意見・ご提案」から送ることができます。

今号に折り込んでいます
町長への手紙（水色）



ホームページの「ご意見・ご提案」も活用してっちゃ！



ホームページ
ご意見・ご提案



必ず、あなたの役に立つ 戸別受信機を設置しましょう★

■ 戸別受信機を設置しましょう

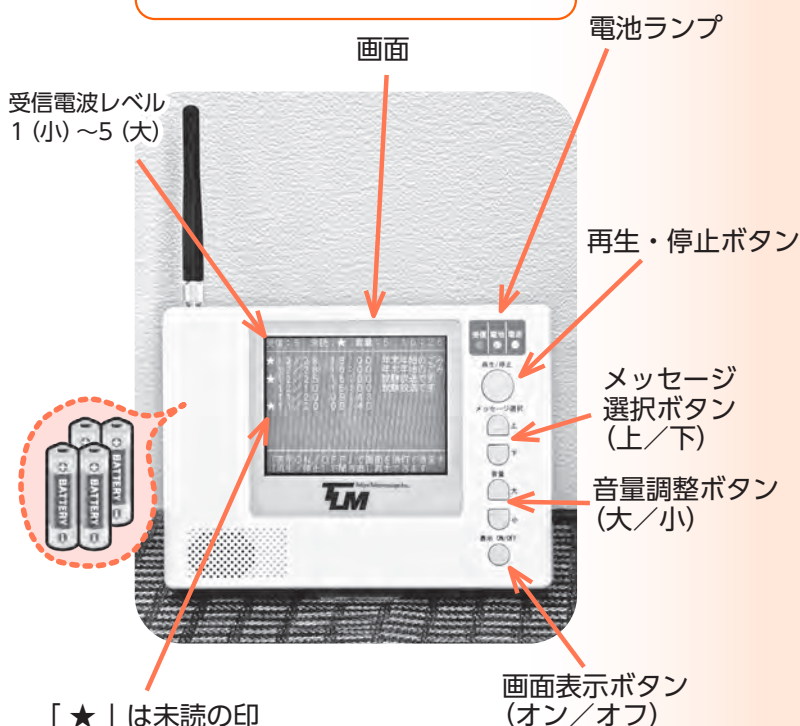
- 戸別受信機は、災害時の避難情報や町からの重要な緊急情報を受信する機器で、町からの情報だけでなく、住んでいる自治区からの情報（区内の行事などのお知らせ）も配信される便利な機器です。まだ、箱から出していない人は、設置をお願いします。

■ 電源（コンセント・電池）の接続

戸別受信機の電源は、普段は AC アダプターを接続し、家庭用コンセント（以下、コンセント）から取ってください。電池は停電時に使用しますので、必ず入れておいてください。

- コンセントに接続していても、電池は自然消耗します。また、コンセントに接続せずに電池だけで使用すると、2、3 日程度で電池がなくなります。
- 電池切れの場合（電池を入れていない場合も）は、受信機右上の「電池」のランプが赤く点灯するので、電池を交換してください。
- 液漏れによる故障などを防ぐためにも、電池は 1 年に 1 回は交換しましょう。
- 電池は、「+」「-」を正しい向きで入れましょう。間違えると液漏れを起こし、故障や出火の原因になってしまいます。

電池を入れた状態で AC アダプターにつなぐと、緑ランプが点灯します（電池切れの場合は、赤ランプが点灯します）。



■ 受信の確認

- 受信し、読んでいない情報には、「★」印が付いています。「再生・停止」ボタンを押して、内容を確認しましょう。
- 音量は、受信機の右側下段の音量調整用の「大」「小」ボタンで調整できます。

■ 戸別受信機は町からの貸与品です

- 戸別受信機は、町からの貸与品です。大切に扱ってください。芦屋町から転出する場合は、必ず総務課に返却してください。また、一人暮らしの人が亡くなった場合も返却が必要です。
- 町内で転居する場合は、転居先の自治区の情報が受信できるよう、設定を変更しますので、総務課に戸別受信機を持ってきてください。

▷ 問い合わせ 戸別受信機に係る全般のこと＝庶務係（☎ 2 2 3 - 3 5 7 2）

戸別受信機の機器や使用方法＝防災ラジオコールセンター（24 時間対応 年中無休）（☎ 〈0 1 2 0〉 3 8 8 - 2 8 0）

見守り支え地域をつなぐ 民生委員・児童委員にあなたもなりませんか

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして活動しています。

民生委員・児童委員は、それぞれが担当する地域において、介護や子育てなど福祉に関すること、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、見守りや行政などへの「つなぎ役」としての役割を担います。

仕事や子育ての経験を地域のために生かしませんか。



○活動内容

- ・相談を受ける：さまざまな相談を受け、役場や地域包括支援センター、福祉事務所など関係機関へつなぐ
- ・みまもる：気になる高齢者やこどもたちをみまもる
- ・訪問する：気になる高齢者宅などの様子をうかがう
- ・交流する：地域交流サロンなどの地域活動へ参加する
- ・話し合う：民生委員・児童委員協議会定例会（1回/月）に参加する



○活動費

ボランティアとして活動するため給与はありません。

ただし、必要な交通費・通信費・研修参加費などの活動費（定額）は支給されます。

- ・活動費（県）年額 61,700 円（民生委員・児童委員としての活動費）
- ・謝礼金（町）年額 65,000 円

○仕事と両立できる？

仕事をしながら活動している人もいます。自身の都合のつく範囲で、無理のない活動で構いません。

○民生委員になった人たちの感想

- ・感謝されることがうれしい
- ・やりがいを感じる
- ・研修を通じて福祉に詳しくなれた



地域の力になりたいと思っている人は、各区の区長または障がい者・生活支援係まで問い合わせてください。

▷問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎223-3530）



※月曜日は休館です。

2・1981へ

公民館窓口または電話（☎223-1981）へ

▽申し込み 12月3日（木）～17日（木）

午前9時～午後5時に、芦屋東公民館窓口または電話（☎223-1981）へ

▽持ちこてるもの 花ばさみ、タ

オル、作品持ち帰り用の袋

▽参加費 2000円（材料代）

▽定員 20人（事前申し込み先着順）

▽対象 町内に住んでいるか、通

勤している人

▽講師 山村朋代さん（はなの店

ていーだ代表）

▽ところ 芦屋東公民館

▽とき 12月22日（木）午後1時～

3時

学びます。

正月に向けた、花のアレンジを

学びます。

お知らせ

芦屋東公民館講座

「フラワーアレンジメント」

芦屋歴史紀行

その三百四十三

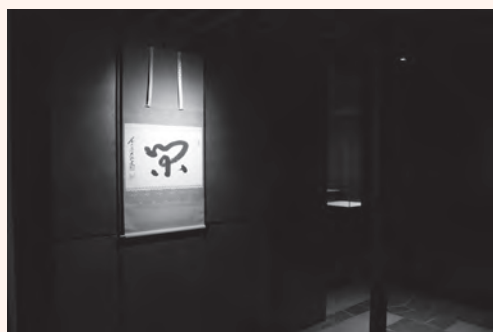
芦屋釜の里 新展示施設 注目ポイント紹介 後編

前回に引き続き、新しい展示施設の注目ポイントを紹介します。後編ではいよいよ、重要文化財「芦屋穀地真形釜」の展示室を紹介します。

④展示室一

芦屋釜の里が所蔵する重要文化財「芦屋穀地真形釜」を常設展示する展示室です。

重要文化財を展示するためには、文化庁が定めるさまざまな基準をクリアする必要があります。そのうちのひとつが、空気環境です。新築の



◁④展示室一



◁⑤露地



◁⑥展示室二

建物からは、さまざまな化学物質が出ています。新築の匂いと言われる匂いには、文化財にとって悪い成分が含まれます。これらの物質の濃度が下がるまでの「枯らし」と呼ばれる期間を経て、重要文化財が展示できる環境の整備を行いました。

展示室一には、重要文化財「芦屋穀地真形釜」を中心に、室町時代の芦屋釜やその他関連資料を展示します。また、茶室に見立てて作られた展示室一の入口には、床の間があります。床の間の掛軸にも注目してください。

⑤露地

展示室一を出て、展示室二へ向かう通路は露地になっています。露地とは、茶室に付随する庭で、茶室へ向かう道のことです。露地には2つの注目ポイントがあります。1つ目は中庭です。露地から見える2つの中庭は、大きな庭石が印象的です。これは芦屋の洞山・堂山をイメージしています。庭石の周りには、板状の石で荒波に侵食された岩が表現されています。2つ目は、芦屋釜の南北朝時代から現代までの歴史年表です。室町時代の芦屋鋳物師の活躍や現代の復興の軌跡などに注目してください。

⑥展示室二

これまでの展示室が名前を変え、展示室二になります。展示室二では、現代の鋳物師による作品を中心に展示を行います。現代の芦屋釜は福岡県知事指定特産工芸品です。その技術力の高さと釜の美しさに注目してください。

2回にわたり、芦屋釜の里資料館の紹介を行いました。いかがでしたか。特別展「芦屋釜600年の旅」室町から現代へ」は、12月27日(金)まで開催しています。(芦屋釜の里)

編集後記

▼「英語教育は早いほうがいいよ」ホームステイ(国際交流事業)の撮影のとき、自分のこともホームステイをさせたという先輩に言われた言葉です。しかし、気づいたら我が家の上の子はもう5歳。ホームステイから帰った芦屋中学校の皆さんの成長ぶりやしっかりした受け答えを見て、すごいなと感心しました。親も子も少しずつでも日々成長していきたいと思いました。

▼あしや砂像展の海外彫刻家カレン・フラリックさんと話す機会がありました。印象的だったのが砂像彫刻を始めたのは45歳になってからだそうで、それまでは、飲食店や事務仕事をしてきたとのことでした。45歳から始めてあんなに精巧な彫刻ができるようになるとはすごいなと思いました。私自身も海外彫刻家と話しているとエネルギーをもらい、年齢を言い訳にしないで何かに挑戦したいと思いました。

▼町民体育祭で皆さんの写真を撮ろうと走り回っていたら太ももが筋肉痛になり、3日間痛みが取れませんでした。日ごろの運動不足を実感したので、まずは帰宅後のウォーキングから始めたいと思います。(手塚)



ボランティア清掃用の ごみ袋を活用してください

海岸や道路沿いなど、町内においてボランティア清掃を行う人に対し、ごみ袋を配布しています。ごみ袋は、1パック10枚入り・青色半透明45ℓのごみ袋です。



ごみ袋を受け取るには、環境住宅課窓口で申請が必要です。申請時にごみ袋回収場所の確認や分別方法などの注意事項も説明します。

詳しくは問い合わせてください。

▷問い合わせ 環境・公園係（☎223-3538）

中央公民館講座

「芦屋釜600年の旅～室町から現代へ～」

リニューアルした芦屋釜の里の資料館で、重要文化財指定芦屋釜をはじめとする茶の湯釜の名品を詳しく解説します。



▷とき 12月14日 日・午前9時～11時

▷ところ 芦屋釜の里

▷講師 新郷英弘さん（芦屋釜の里館長・学芸員）

▷定員 30人（事前申し込み先着順）

▷参加費 抹茶代400円（高校生以下300円）

▷申し込み 11月26日 日から・午前9時～午後5時に中央公民館窓口または電話（☎222-1681）で受け付け。

※月曜日は休館です。

人口（前年同月との比較）

令和6年10月末日現在	令和5年10月末日現在
12,715 人 …… 人口 ……	12,990 人
6,183 人 …… 男性 ……	6,316 人
6,532 人 …… 女性 ……	6,674 人
6,399 世帯 …… 世帯数 ……	6,461 世帯

10月分の人の動き

出生 …… 6 人	転入 …… 40 人
死亡 …… 18 人	転出 …… 101 人

ギャラリーあしやワークショップ 「クリスマスリース講座」

初心者でも簡単にできる、布を使ったかわいいクリスマスリースを作る講座です。

▷とき 12月21日 日・午後1時～3時

▷ところ 中央公民館3階

▷対象 小学生以上（小学3年生以下は保護者同伴）

▷定員 10人（事前申し込み先着順）

▷参加費 100円（材料代）

▷申し込み 11月30日 日～12月19日 日・午前9時～午後5時に、中央公民館窓口または電話（☎222-1681）で受け付け。

※月曜日は休館です。

※一度の申し込みで、最大2人まで受け付けできます。



100歳おめでとうございます

小川繁行さん（江川台）が満100歳を迎えられました。7人兄弟の長男として佐賀県鳥栖市で生まれ、17歳で満州開拓団として家族と中国に渡りました。18歳のときに事故で父を亡くし、家族を養うのに大変苦労したそうで、「当時は猟銃で鳥を射って食べた。戦後に猟銃を禁止されてからは、リスを捕まえて食べていた」と話していました。日本に戻ってから身粉に勤め、おかげで子ども4人、孫10人、ひ孫17人、玄孫5人に恵まれたとのこと。長生きの秘訣は、くよくよしないことだそうです。最近は読書や新聞、趣味の俳句作りをして過ごしているとのこと。食事もおいしく、晩酌に梅酒を一杯飲むのが楽しみだそうです。「妻と2人で100歳の誕生日を迎えることを目標にしていたが、3年前に亡くなりました。お祝いに集ってくれたみんなとの集合写真を見ても、ひとり足りないと思ってしまう」と、夫婦仲がよかったことを話してくれました。

